

# 病で困窮する外国人 生活保護の外

日本に住むガーナの男性が生活保護の利用を求めて自治体を相手に裁判を起こしている。透析治療中で母国に帰れず、働くことも認められない状況で「外国人にも生きる権利を保障してほしい」と訴える。在留外国人が過去最多となり、困窮者も増えているが生活保護を利用できる人は限られる。外国人の生存権をどう保障していくのか。



支援団体から困窮する外国人に配られる食材など  
＝東京都中野区

## ガーナ人男性 利用求める訴え

8年前、ガーナから留学生として来日したシヨーン・ジョンソン・ンワクさん(33)。自動車の整備技術を習得して母国で働きたいと夢見た。日本語学校を卒業し、兄が日本で設立した車の輸入会社でパン屋で働いた。ところが2019年、慢性腎不全と診断。週9回の透析治療が欠かせなくなった。在留資格は医療を受けるための「特定活動」に変わった。この資格では就労ができない。収入を得る方法がなく、現在は支援団体から家賃や食費、光熱費など生活費月約5万5千円を支給されて暮らす。

母国での透析治療は高額で、一部の富裕層しかうけられない。帰国するまでの期間のサポートに耐えるのも難しい。生きるためには日本で暮らすしかない、という。

21年7月と同11月、居住する千葉市で生活保護を申請。だが「外国人は生活保護法に規定する国民に該当しない」と却下された。千葉市は「係争中の事案を国民に該当しない」と却下した。理由に生活保護を却下したのは

外国人の生活保護の利用について旧厚生省は1954年に「生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに拘りて必要と認められる保護を行う」という通知を出した。

## 定住者などに限定

生活保護法は保護の対象を「すべての国民」と規定。ただ人道的な観点から、外国人も「事実上の保護の対象」としてきた。このルールは今でも続く。ただし、対象となる外国人は定住者や特別永住者などに限った運用とされている。このため、技能実習や留学など就労に制限がある在留資格では生活保護をうけられない。国の運用に基くと、シヨーンさんも保護の対象から外れることになった。

シヨーンさんは「外国籍を理由に生活保護を却下したのは

## 治療で就労認められぬ在留資格に変更 収入得る手段なく

生活保護法違反だ」として、千葉市が保護を却下した決定の取り消しを求めて21年12月に提訴。係争中だ。「国に帰れば必要ない医療を受けられず死んでしまう。生きるために生活保護を働かざるを得ない」と訴える。

外国人の生活保護の利用をめぐる争いは、これまでも裁判で争われた。14年の最高裁判決は「外国人は行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得る」とした一方、「外国人は生活保護法の対象ではなく受給権もない」とした。現在も生活保護に準じた措置をうけられるのは行政の裁量で対象とされた外国人だけだ。シヨーンさんの裁判を担当する及川智志弁護士は「生活保護法上の『国民』は日本国籍をもつ人だけを指すのではなく、日本社会を構成する人という意味で外国人も入ると考えるべきだ」と話す。

## 「安全網の整備を」

在留外国人は22年末時点で過去最多の307万5213人。困窮者支援に取り組む一般社団法人「つくろい東京ファンド」のスタッフ、大沢優真さん(30)によると、コロナ禍で主に飲食店で働く外国人が仕事を失い、その後も再就職ができず在留資格を失ったり、出国しようにも航空券代が出せず帰れなくなったりした人が続出。現在は、在留資格を持たず、入管施設への収容を一次的に解かれた「仮放免」の人たちへの支援に苦しんでいるという。

本(の)細光(び)が(一)番(早)く(発)行(さ)れた(と)い(う)た(理)由(で)来(日)す(る)が、(難)民(申)請(が)認(め)ら(れ)ず、(仮)放(免)の(状)態(を)余(儀)な(く)ま(り)て(い)る。(仮)放(免)で(は)働(け)な(い)と(も)認(め)ら(れ)ず、(健)康(保)険(も)入(れ)な(い)。大(沢)さ(ん)は(一)目(の)前(に)人(が)倒(れ)て(い)たら(「)こ(の)人(は)在(留)資(格)を(も)つ(て)い(な)い(か)ら(医)療(を)う(け)な(く)て(も)、助(け)な(く)て(も)い(い)」と(は)ど(き)な(い)と(訴)え(る)。

厚生労働省の担当者は「基本的には自身の国が生存権の保障をすべきであると考えている。ただ人道的な観点から一定の範囲内で外国人を対象に生活保護に準じた措置をとることが必要で、その場合は永住権をもつことと日本人と同じような状況にいる外国人を対象にしている」と説明。これに対し、花園大の吉永純教授(公的扶助論)は「外国人の労働力を活用する政策を進めながら、病気になる場合などのセーフティネットが不十分では外国人は安心して働けない」と指摘する。

外国人が困窮するなど保護が必要な状態の場合、旧厚生省の通知は、まず都道府県知事が領事館などに保護や援助ができないか確認するようになっている。ただ吉永教授によるとこの作業は形骸化しており、「外国で暮らす自国民を現地で保護する制度がある国はなほ」「確認には効果がない。「こうした取組は廃止すべきだ」と言う。その上で「母国に政権不安などがある外国人への難民認定を進めたり、外国人労働者の実態を踏まえ、生活保護をはじめとしたセーフティネットを整備したりするなど、「(の)お(の)ち(の)保(護)を(し)な(じ)ら(な)ら(ぬ)と(訴)す。」(石川友成)